

保護者各位

宜野座村教育委員会
教育長 新里 隆博
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、家庭での保育に最大限のご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校等の臨時休校に伴う 「村立幼稚園の臨時休園」並びに「特別保育」の実施について（要請）

沖縄県における新型コロナウイルス感染症の状況として、緊急事態措置の実施後においても、依然として厳しい感染状況にあることから、県立学校の臨時休校（6月7日から6月20日）の実施が決定されました。県知事の要請を受け、本村においても幼小中学校の臨時休園及び臨時休業の措置が講じられたことから、感染拡大防止及び園児や保護者、職員の安全を守るため、家庭保育のご協力をお願いします。

なお、「特別保育」は、医療従事者や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な職業及び特別な事情のある保護者等の園児に限定した保育を各幼稚園で実施することと致します。

記

1 休業について

- (1) 休業対象園 松田幼稚園 宜野座幼稚園 漢那幼稚園
(2) 休業期間 令和3年6月8日（火）～ 6月20日（日）

2 特別保育について

特別保育の利用を希望される方は、所定の「特別保育利用申出書」をご提出ください。なお、利用決定の可否は電話及び文書にてお知らせします。

- (1) 対象 保護者（両親等）が次の①～③に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合。

- ① 保護者全員が「社会生活を維持する上で必要な施設の従事者」及び「社会福祉施設等の従事者」として就業していること。（詳細は裏面を参照）
② ひとり親家庭等で家庭保育が困難な保護者。
③ 上記以外で、真にやむを得ない事情がある場合。

- (2) 実施期間 令和3年6月8日（火）～6月20日（日） ※土日、祝祭日除く
(3) 実施時間 8：15～18：30まで
(4) その他 特別保育は通常の幼稚園教育とは違うことから、給食の提供はありません。
弁当持参で登園をお願いします。（午後のおやつは通常どおり提供します。）
(5) 申請書の提出 6月7日（月）に通園先の幼稚園へご提出ください。

<特別保育の対象となるガイドライン>

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とする。

1 社会生活を維持する上で必要な施設の従事者

施設の種類	内 訳
医療施設等	病院、診療所、薬局等
食料品販売施設等	卸市場、食料品販売、コンビニエンスストア等
食事提供施設等	食堂等の飲食店（宅配・テイクアウトサービスを含む）
宿泊施設関係等	ホテル、寄宿舍又は下宿等 ※在宅勤務等で家庭保育が可能な場合は除く
交通機関等	バス、タクシーモノレール、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）
生活必需品物資製造工場等	食品等の工場、作業場（ごみ処理関係）等
金融機関・官公署等	警察、消防、官公署、銀行、証券取引所、証券会社、保険事務所等 ※在宅勤務等で家庭保育が可能な場合は除く

2 社会福祉施設等の従事者

施設の種類	内 訳
社会福祉施設等	保育所、こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ等 介護老人保健施設等 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3 その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記に該当しないが、ひとり親家庭等で家庭保育が困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、教育委員会がやむを得ないと判断した場合。

■問い合わせ先

宜野座村教育委員会 幼稚園係

TEL. 098-968-8522 FAX. 098-968-8726